

問合せ先

第五管区海上保安本部

交通部航行安全課

航行安全課長 太田俊之

電話 078-391-6551 (内線 2620)

第五管区海上保安本部

平成30年2月22日

午後3時00分発表

操業漁船と通航船舶の双方の安全を確保します

～明石海峡のいかなご盛漁期における安全対策について～

- 明石海峡周辺海域における早春の風物詩「いかなご漁」について、間もなく操業が開始されることに伴い、第五管区海上保安本部では盛漁期の通航船舶及び操業漁船双方の安全確保のため、官民連携により事故防止対策を強力に実施することとしています。
- 通航船舶関係者、漁業者並びに当庁の三者による相互理解及び連携協力により、明石海峡でのいかなご漁期における衝突海難ゼロを目標とします。
- 事故防止対策にあたる巡視船艇及び大阪湾海上交通センターの対応状況について、第五管区海上保安本部長による安全点検を実施します。本安全点検で使用する灯台見回り船及び大阪湾海上交通センターへの同行取材が可能です。
安全点検の実施日など詳細については、別途いかなご漁の操業開始日が決定次第、日程調整のうえお知らせします。 (別添昨年度実施分参照)

1. 事前に行う安全対策

(1) 通航船舶関係者への協力要請

水先人会・進路警戒船、フェリー・旅客船事業者との間で連絡会議を開催し、通航船舶の安全対策について協力を要請しました。

(2) 漁業関係者への協力要請及び講習

関係漁業組合の代表者(組合長)により組織する「明石海峡航路海上交通安全協力会」が主催する漁業者安全講習会において、漁業関係者に対し、操業漁船の安全対策について講習を実施しました。

「明石海峡航路海上交通安全協力会」との間で連絡会議を開催し、操業漁船の安全対策について協力を要請しました。

《灯台150周年記念ロゴ》

(3) 民間の指導警戒船との事故防止対策打合せ

神戸市漁協及び岩屋漁協が拠出する指導警戒船の船長と、現場海域における事故防止対策にかかる連携協力について打合せを行いました。

2. 操業開始以降に行う安全対策

(1) 巡視艇の増強配備

操業時間帯には巡視船艇を増強配備し、交通整理、航行指導體制を強化します。

(2) 大阪湾海上交通センターの監視体制及び情報提供の強化

操業時間帯には運用管制官を増員し監視体制を強化するとともに、漁船の操業に関する情報提供を通常1時間毎から30分毎に強化します。

(3) 民間の指導警戒船との連携

民間の指導警戒船と連携して交通整理、航行指導を行います。